

会員用ガイドブック 1

(定款・細則等各種規程／JCDA 各種ご案内)

< 目 次 >

-各種規程-

- 会員資格ならびにCDA会員の資格更新に関する細則 . . . ページ 1～2
- 支部規定 (JCDA会員は全員支部・地区に所属) . . . ページ 3～4
- 研究会・啓発交流会規定 . . . ページ 5～6

-JCDA 各種ご案内-

- 支部地区一覧・研究会・啓発交流会のご案内 . . . ページ 7
- メールグループとは? (任意登録になっております) . . . ページ 8
- キャリアカウンセリングをより深く学ぶには . . . ページ 9
- 年会費に関するご案内 . . . ページ 10
- 会員登録内容変更について/各お問い合わせ先のご案内 . . . ページ 11

特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会
お問い合わせ TEL / 03-6661-6223 FAX / 03-5645-7170

会員資格ならびに CDA 会員の資格更新に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会（以下、協会と称す）会員規約（以下、規約と称す）を受け、会員資格及び CDA 会員の資格更新の運用を円滑に行うことを目的とする。

(届出事項の変更)

第2条 1 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先、会員の種類等の届出事項に変更があった場合は、遅滞なく当会へ通知しなければならない。
2 会員が前項の通知を怠り、当会からの送付物、連絡事項が届かないことによる損失が発生した場合、当会はその責任を負わない。

(年会費の滞納)

第3条 1 年会費を1年以上滞納した会員には、全ての会員サービスを停止する。年会費の入金を確認次第、会員サービスを再開する。
2 滞納2年を経過した時点で、会員資格（CDA 会員は CDA 資格も）を失効し、退会となり、CDA 会員については CDA 会員資格更新ポイントの100ポイント取得済みか否かに関わらず資格を失効し、退会となる。
3 滞納した年会費については、滞納による会員サービス停止期間も含め CDA 会員資格保有に対する有形・無形の価値の対価として、全て退会までに納めるものとする。

(退会について)

第4条 1 退会の場合は、退会届の受理、会員証（CDA 会員は会員証と認定証）の協会への返還をもって手続完了とし、滞納金は全て退会までに納めるものとする。会員証（CDA 会員は会員証と認定証）紛失の場合は、紛失理由届を提出するものとする。
2 資格失効・除名・本人死亡・失踪宣告等の資格喪失退会の場合は、退会届は必要ない。会員証（CDA 会員は会員証と認定証）は協会へ返還し、滞納金は全て納めるものとする。
3 年度の途中で退会した場合でも、すでに納入した入会金および会費は返還されない。

(CDA 会員の資格更新)

第5条 1 CDA 会員が日々研鑽し自己啓発活動を推進する事を目的に、別途、CDA 資格更新制度を制定し CDA 会員に告知する。
2 CDA 会員は、入会后5年毎に資格更新制度に則って資格を更新する必要がある、下記の条件を満たした時に更新することが出来る。
(1) 更新ポイントを100ポイント以上取得する。
(2) 定款第8条の会費を滞納なく納入している。
3 入会后5年毎の更新ポイントが100ポイントに未達の際には、CDA 会員への資格更新は出来ず、本人の意思確認の上、一般会員への移行、またはキャリア会員への移行、もしくは退会するものとする。なお、会員種別移行の際は、所定の費用を会員が負担するものとする。
4 上記第3項にかかわらず、理事会が認める範囲において、5年毎経過後も更新ポイントが100ポイントに未達の CDA 会員の救済策として、一定期間の猶予期間を設けることがある。

5 上記第4項の猶予期間にかかわらず、次回の更新年は最初の5年経過後の5年目毎となる。この猶予期間中も会員サービスは継続するものとする。

6 運用を含め、本細則で定める以外は、原則として協会がCDA会員に告知する制度に則って実施される。

(再入会)

第6条 1 再入会希望者は、入会が承認された後に、新たに入会手続きを行い、定款第8条の入会金及び年会費を納入することで入会が認められる。

2 会費未納のまま退会した定款第10条の任意退会者および定款第9条(3)の資格喪失者については、未納会費(入会金を未納の場合は入会金を含む)の全額を納付したことを確認した上で、過去に当会の細則、倫理基準に反する行ないが無いことを確認し、当会にて再入会を認めたときは、新たに入会手続きを行い、定款第8条の入会金及び年会費を納入することで入会が認められる。

(CDA会員の名刺)

第7条 1 支部長及び地区長、その他理事会にて承認された協会役員は、協会ロゴ(カラー)の入った名刺を作成することができる。

2 支部長及び地区長、その他役員は、前項の名刺の作成を希望するときは、その名刺作成申請書類を協会に提出し、承認を得なければならない。

3 協会役員以外がロゴ入り名刺を希望するときは、書類による協会の承認を得た後、各会員個人の負担で協会指定の表記に従ったCDAロゴ(墨のみ)入り名刺を作成することができる。

(姓名)

第8条 協会に登録する姓名は戸籍名とする。但し、職業上旧姓の使用が必要な場合は、協会の了承を得た上で、戸籍名の後の括弧内に併記する。希望があれば、併記の会員証は旧会員証と引き換えで有料にて発行する。

(CDA会員への移行)

第9条 1 一般会員または、キャリア会員がCDA会員になる場合は、所定の費用を会員が負担するものとする。ただし、入会金は重複して納める必要はない。年会費に関しては、CDA会員入会時期(4月度会員もしくは10月度会員)が新しい起点となり、「月度会員」時期が異なる場合は、新たに年会費を納める。

2 移行した際の、旧会員証は当会へ返還するものとする。

(CDA会員から他種別の会員への移行)

第10条 1 CDA会員が他種別の会員になる場合は、所定の費用を会員が負担するものとする。ただし、入会金は重複して納める必要はない。年会費に関しては、移行する種別の入会時期(4月度会員もしくは10月度会員)が新しい起点となり、「月度会員」時期が異なる場合は、新たに年会費を納める。

2 移行した際の、旧会員証・旧認定証は当会へ返還するものとする。

(2023年8月25日改定、2023年8月25日実施)

支部地区規程

(目的)

第1条 この支部地区規程は、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会定款を受け、本会（日本キャリア開発協会。以下同）会員の地域活動の促進および親睦を図ることを目的とする。

(支部および活動範囲)

第2条 本会に、次の支部を置く。（ ）内は活動範囲。

- (1) 北海道支部（北海道）
- (2) 東北支部（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）
- (3) 北関東支部（埼玉、茨城、栃木、群馬、新潟）
- (4) 東関東支部（千葉、東東京）
- (5) 西関東支部（神奈川、山梨、西東京）
- (6) 中部支部（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）
- (7) 関西・北陸支部（富山、石川、福井、滋賀、兵庫、京都、大阪、奈良、和歌山）
- (8) 中国・四国支部（岡山、広島、鳥取、島根、山口、愛媛、香川、徳島、高知）
- (9) 九州・沖縄支部（福岡、熊本、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

2 支部の新設および変更は、理事会の同意を経て理事長が行う。

3 各支部に、活動の拠点としての地区を置くことができる。

(地区の設置)

第3条 地区の新設および変更は、理事会の同意を経て理事長が行う。

2 本会会員は、地区の新設および変更を、支部長を通じて理事長に申し入れることができる。

(支部・地区の活動および目的)

第4条 各支部および地区は、以下の活動を行う。

- (1) 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会定款第3条で定める目的に沿った、キャリアカウンセリングおよびキャリア開発理論の各地域における普及活動
- (2) 各地域における会員の情報交換及び親睦活動
- (3) 各地域における会員の能力向上のための活動
- (4) 理事会の同意を経た、その他の活動

(支部・地区の構成)

第5条 支部・地区は支部・地区に所属している一般会員、CDA会員、キャリア会員および研究会員をもって構成する。

(所属支部・地区)

第6条 本会会員は、入会と同時に、登録居住地を管轄する支部・地区に所属する。

但し、本人の届出により、勤務先の所在地を管轄する支部・地区へ所属を変更することが出来る。

又、運営上必要と認められれば、理事長承認により、例外的に住所外支部・地区に登録出来る。

2 前項の会員の登録居住地又は勤務地の変更があった場合は、所属支部・地区は変更地を管轄する支部・地区に変更される。

3 前2項に拘わらず、地理的もしくは交通の利便性等により、管轄支部・地区よりも他の近接支

部・地区の方が参加に便利な場合は、届出により、その近接支部・地区に所属を変更出来る。

4 但し、前項の会員が他の支部および地区の活動に参加することを妨げない。

(支部長)

第7条 各支部に、支部長を置く。

2 支部長は、当該地域を代表し、地区と連絡を取り合い、地区を超えた広域な活動を支援する。

3 支部長は、当該地区に本会の方針の展開を推進する。また当該地区から本会に意見等があれば、当該地区の意見を取り纏め、本会に報告する。

4 支部長は、その活動内容を、活動ごとに、本会に報告しなければならない。

5 支部長は、地区長を兼務することができる。

(地区長)

第8条 地区に、地区長を置く。

2 地区長は、各地区を代表し、支部長の支援を受けて、その活動を推進する。

3 地区長は、その活動内容を、活動ごとに支部長および本会に報告しなければならない。

(支部長及び地区長の選任、任期、罷免)

第9条 支部長及び地区長は、当該支部・地区の会員の中から理事会が委嘱する。

2 支部長および地区長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、最長4年までとする。

3 支部長および地区長に本会の目的に反する行為があったときは、任期中に拘わらず理事会よって罷免されることがある。

(支部・地区運用費用)

第10条 各支部及び地区の活動にかかる費用は、各支部および地区が負担する。ただし、理事会の要請による活動に対しては、その活動内容に応じて一定の費用を本会が負担する。

(連絡事務所)

第11条 各支部及び地区は、第4条の活動を行うため、理事会の承認を得て、連絡事務所を置くことができる。

2 連絡事務所において、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会定款第5条で定める本来事業活動を行うことはできない。

3 連絡事務所は、支部及び地区の構成員との連絡に相当と思える場所に1つ置くことができる。

(規定の改廃)

第12条 この規程は、理事会の承認を得て改廃することが出来る。

(細則等)

第13条 この規程の施行について必要な細則等は、理事会が、これを定める。ただし、各支部および地区に関わる細則は、理事会の同意を経て、支部長が定めることができる。

(2021年12月改定)

研究会 ・ 啓発交流会 規程

- 第1条 この研究会・啓発交流会は非営利活動法人日本キャリア開発協会定款を受け、本会（日本キャリア開発協会。以下同）会員の研究活動の活性化及び相互研鑽を図り、その研究成果を社会に役立てることを目的とする。
- 第2条 本会に、各研究会・啓発交流会を置き、キャリア開発に関する研究を行う。
- 2 同一テーマの研究会が、複数設置されることを妨げない。
 - 3 新たに研究会・啓発交流会を設立しようとするものは、そのテーマ、内容等を研究会・啓発交流会審査委員会に所定の手続きを経て申請し、認可を得なければならない。その後、理事会にて承認を得なければならない。
- 第3条 各研究会および啓発交流会は、以下の研究活動を行う。
- 2 研究会は、会員のみならず、働く人々や地域社会に対する提言を基本としたキャリア開発に関する研究活動を行う。
 - 3 啓発交流会は、特定テーマに関しての会員間の相互の啓発および研鑽を通じて、キャリアカウンセラーの専門性を高める活動を行う。
- 第4条 各研究会・啓発交流会に、座長を置く。
- 2 座長は、各研究会・啓発交流会を代表し、その運営を管理する。
 - 3 座長は、定められた期間に研究会・啓発交流会の活動内容および成果を研究会・啓発交流会審査委員会に報告しなければならない。
 - 4 座長は、研究会・啓発交流会の構成員の互選によって決定する。
 - 5 座長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 座長は、本会の役員および研究会・啓発交流会審査委員を兼務することができる。
 - 7 各研究会・啓発交流会に、副座長を置くことができる。
- 第5条 各研究会に研究会アドバイザーを置くことができる。
- 2 研究会アドバイザーは、当該研究会における研究活動が適正に実施されるように助言を行う。研究会アドバイザーは、本会会員以外でも構わない。
 - 3 研究会アドバイザーは、座長がアドバイザーの設置理由、アドバイザーのプロフィール等を研究会・啓発交流会審査委員会に所定の手続きを経て申請し、その後、理事会にて承認を得なければならない。
- 第6条 研究会・啓発交流会審査委員会を置く。
- 2 研究会・啓発交流会審査委員会は、研究会活動全般を監督することを目的とする。
 - 3 研究会・啓発交流会審査委員会は、本会会員から新たに研究会・啓発交流会を設立したい旨の申請があったときは、そのテーマ、内容等の審査を行う。適格と

判定したものを理事会の審議事項として提出する。

- 4 研究会・啓発交流会審査委員会は、各研究会・啓発交流会のなかに本会の目的に反する活動があったときは、ただちに理事会に報告しなければならない。
- 5 研究会・啓発交流会審査委員会は、理事会から任命を受けた者によって構成する。
- 6 研究会・啓発交流会審査委員会に、研究会・啓発交流会審査委員長を置く。
- 7 研究会・啓発交流会審査委員長および委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 研究会・啓発交流会審査委員に本会の目的に反する行為があったときは、任期中にかかわらず理事会によって罷免されることがある。

第7条 本会会員は、各研究会に入会できる。また、啓発交流会に自由に参加できる。

第8条 啓発交流会の活動にかかる費用は、本会が認める範囲において支給する。研究会による活動に対しては、その活動内容に応じてアドバイザー委託費用等を含めて一定の費用を本会が負担する。

第9条 研究会は、学術団体等と共同研究を行うことができる。なお、共同研究団体との間における責任の所在、費用の分担、著作権の扱い等について、研究会・啓発交流会審査委員会に書面で提出しなくてはならない。

第10条 この規程を変更しようとするときは、理事会の審議を得なければならない。

第11条 この規程の施行について必要な細則は、理事会の同意を経て、研究会・啓発交流会審査委員長がこれを定める。

(令和4年4月1日改訂)

<支部・地区一覧>

当協会にある支部・地区一覧は、ホームページでご案内をしております。

・支部・地区一覧

https://www.j-cda.jp/branch/list_branch.php



貴方様の所属支部・地区は、<支部・地区会 登録のお知らせ>に掲載されておりますので、ご確認ください。

<研究会・啓発交流会のご案内>

J C D Aでは、会員の方々のキャリア開発、キャリアカウンセリングに関する研究や相互研鑽の場として、以下の2つの場を設けております。

1) 研究会

各テーマに沿って社会的提言、研究または調査活動を行うための会です。研究会は、設立時にメンバー固定となります。成果はJ C D A会員のみならず、広く社会に公開します。

2) 啓発交流会

各テーマに沿って、ネットワーク交流と相互研鑽、勉強会、交流会形式で運営・活動するための会です。討議、相互交流を通して、学習した内容を成果としてまとめJ C D A会員へ公開します。

研究会・啓発交流会については、ホームページでご案内をしております。「会員ログイン」後に、ホームページ上部の「会員組織の活動」よりご確認ください。

・啓発交流会・研究会のご紹介

(啓発交流会・研究会のテーマや活動状況をご確認いただけます。)

<https://www.j-cda.jp/branch/research.php>



・啓発交流会からのお知らせ

(イベントの告知は、こちらからご確認の上、ご参加ください。)

https://www.j-cda.jp/branch/research_news.php



<メールグループとは？>

メールグループとは、管轄する支部地区以外の支部の情報が欲しいときに、任意で登録することで情報が得られる機能です。

当協会では、会員各位の地域活動の促進及び親睦を図ることを目的に、全国に支部を設けています。入会後は自動的に、登録居住地を管轄※する支部地区に所属となりますが、支部地区からのメールは、登録された支部地区からのメールしか送信されません。

メールグループに登録することで、希望する支部の情報をメールで入手することができます。メールグループは支部ごとに設置しております。

※ご自身が所属している支部からはメールが届きますので、所属していない支部をご登録ください。なお、所属の支部地区は希望により勤務先所在地への変更は可能です。

◆登録確認と登録の手順◆

- ① ホームページより会員専用ページにログインしてください。

ホームページ：<http://www.j-cda.jp>

- ② → →
- ④ 「メールグループ」の画面が出ますので、内容をご一読ください。
- ④ ページ下方に「支部に登録」というボタンがありますので、登録される方を選び、クリックしてください。
- ⑤ 支部会のメールグループに登録されていない方には、ページを開くと「現在、どのメールグループにも所属していません」というメッセージが表示されますのでご確認ください。登録されている場合は、所属している支部名が表示されます。
- ⑥ まず支部会のページで、「登録先」を一覧より選んでください。
▼印をクリックすると一覧が出てきます。
- ⑦ 次に「E-Mail」にメールアドレスを入力してください。(半角英数)
- ⑧ 最後に「追加する」をクリックしてください。
- ⑨ 登録された支部名とメールアドレスが表示されれば登録は完了です。
- ⑩ 複数の登録をされる場合は、上記の手順を繰り返してください。
- ⑪ もし、メールグループの登録を削除される場合は、メールアドレスの横に表示されている「削除」をクリックすれば、いつでも登録削除ができます。

<キャリアカウンセリングをより深く学ぶには>

JCDA ホームページには、「キャリアカウンセリングとは何か」というタイトルの論文を掲載しております。

この内容は、JCDA 会員の方にとって頂きたいと思っています。それは、この考え方が我々キャリアカウンセラーであるCDAの専門性の源泉であり、アイデンティティの拠り所にもなりうるのではないかと思うからです。

この内容の核心部分の考え方を“経験代謝”と名付けました。現在全国で展開しておりますピアトレーニングを通して“経験代謝”を体験頂きたいと思います。

この内容をお読み頂き、そして体験頂き、できれば日常生活やキャリアカウンセリングの実践に盛り込んで頂くことを期待しています。そして「キャリアカウンセリングとは何か」を議論頂き、皆様とともにキャリアカウンセリングをより実践的でレベルの高いものにして行きたいと思えます。

どうかゆっくりした時間をおつくり頂き、じっくりお読みください。そして感想なり、疑問なりをお寄せいただければ幸いです。

- ・ キャリアカウンセリングとは何か 第一章
- ・ キャリアカウンセリングとは何か 第二章
- ・ キャリアカウンセリングとは何か 第三章

【掲載箇所】

URL : <https://www.j-cda.jp/your-own-career/learn-deeply.php>



JCDA ホームページ → 自分らしいキャリアを描く →
→ キャリアカウンセリングをより深く学ぶには

「キャリアカウンセリングとは何か」は、JCDA 会員及び関係者のご支援のもと、JCDA 会長 立野 了嗣（たつの りょうじ）を中心に、JCDA 事務局によって作成されたものです。
尚、本レポートについてのご質問・ご感想については、タイトルを「レポート感想」として、cda-member@j-cda.jp までお送りくださいますようお願い致します。

＜年会費に関するご案内＞

年会費につきましては、皆様のご入会月別に、「4月度会員」と「10月度会員」に分かれており、「4月度会員」は毎年4月、「10月度会員」は毎年10月が年会費のお支払い月となります(※注)。また、利便性向上のため、入会金および年会費につきましては、口座振替のお手続きをお取りいただき、ご登録口座より自動引落しをさせていただきたく存じます。会員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

※注：「入会申込初年度」のみ、「入会申込書到着の翌月か翌々月の27日」に引落を実施させていただきます。入会金および年会費は、本来は入会前のお支払いが原則ですが、「口座自動引落し」により、引落し完了時にお支払いとなります。

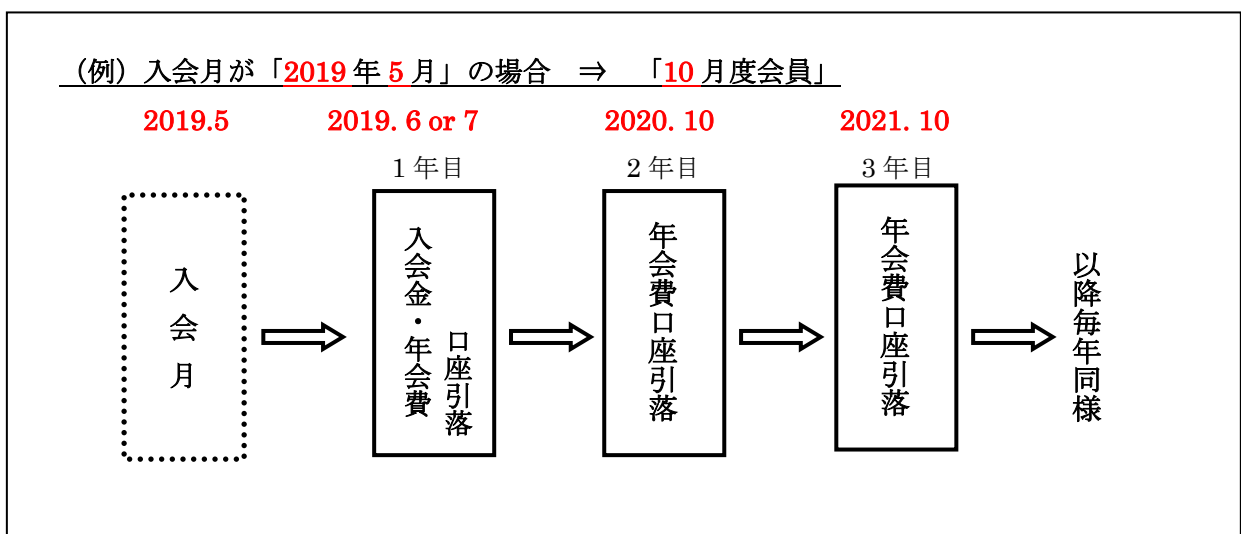
- 【入会金】： 5,000円
 【年会費】： CDA会員…7,000円
 一般会員…8,000円
 キャリア会員…7,000円
 研究会員…5,000円

(注)：入会金・年会費は非課税です。当協会加入法人会員企業勤務のCDA会員および一般会員の年会費は上記金額より2,000円の割引となります。

【年会費のお支払月】：

月度会員	入会月(会員証に記載)	2年目以降の年会費お支払月	口座振替日
10月度会員	4月～9月入会	毎年10月	10月27日
4月度会員	10月～3月入会	毎年4月	4月27日

*口座振替日が金融機関休業日の場合、翌営業日の引落しになります。



<会員登録内容変更について>

■登録の内容変更に関しましては以下のいずれかの方法でお願い致します。

【ホームページの会員専用ページより】：

● [会員専用ページ](#) → [マイページ](#) → [Mypage\(登録情報変更\)](#)

【メール送信により】：

● 変更になった情報を下記宛送信：touroku@j-cda.jp

* 文字の表示について

パソコンにより設定されている文字が異なるため、WEB上では一般的に使用されている文字にて表示しております。

このため、お名前等の難しい文字（漢字）は表示されない場合がございますので、ご了承ください。

協会の登録につきましては、戸籍上の氏名での登録となります。

<各お問い合わせ先のご案内>

当協会に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-14-5 KDX 浜町中ノ橋ビル 4F

Tel : 03-6661-6221 FAX : 03-5645-7170

■会員専用のメールアドレス

下記の専用アドレスから会員番号、氏名(フルネーム)を明記のうえ、お問い合わせください。

- 会員登録内容 / ID・パスワード問い合わせ touroku@j-cda.jp
- 会費 kaihi@j-cda.jp
- CDA更新ポイント / CDA資格更新 point@j-cda.jp
- 更新講習 / スキルアップ研修 koujou@j-cda.jp
- その他 cda-member@j-cda.jp